

## 鳥取県留学生向け合同企業説明会出展支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県留学生向け合同企業説明会出展支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、日本の大学・専門学校等に通う留学生向けの合同企業説明会へ出展する県内事業者を支援することにより、高度外国人材の活用による事業に必要な人材の確保及び県内経済の活性化を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、事業実施に先立って行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の4月15日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商

工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額	6 重要な変更
留学生向け合同企業説明会への出展事業	県内の事業所で就労する高度外国人材の採用活動に取り組む県内事業者 (事業者には、企業のほか、農林水産業者、個人事業主等を含む。)	出展料	1 / 2	250千円	(1) 補助目的の達成に支障を来す事業計画の変更 (2) 本補助金の増額を伴う変更

注1) 補助事業について

- ・留学生向け合同企業説明会とは、日本の大学に通う留学生を主な参加対象としたものとする。
- ・集合形式、オンライン形式のいずれの出展でも本補助事業の対象とできる。
- ・専門性を認められない業務への従事や短時間勤務のアルバイト・パート採用を前提として出展する場合は、本補助事業の対象としない。
- ・申請する事業について他の補助金等の交付を受ける場合は、本補助事業の対象としない。

注2) 補助対象経費について

- ・消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含めない。
- ・交付決定前に出展申込・契約・支払等を行ったものは、補助対象経費に含めない。
- ・主催者へ支払う出展料以外の旅費や配付物の作成費用等の出展に要する費用は、補助対象経費に含めない。

注3) 補助限度額について

- ・1事業実施主体あたりの年度ごとの補助限度額である。